

## 昭和五十年自治省令第十七号

## 政治資金規正法施行規則

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第三項、第七條の三第二項、第九條第二項、第十二條第一項、第二項及び第三項、第十四條第二項、第二十条第一項並びに第二十一条第一項並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第三條第二項及び第五條第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、政治資金規正法施行規則を次のように定める。

## 目次

- 第一章 政治団体の届出等（第一条―第十三条）  
 第二章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等（第十四条）  
 第三章 国会議員関係政治団体に関する特例等（第十五条―第三十三条）  
 第四章 報告書の公開（第三十四条―第三十六条）  
 第五章 寄附等に関する制限（第三十七条―第三十九条）  
 第六章 補則（第四十条・第四十一条）

## 附則

第一章 政治団体の届出等  
（政治団体の設立の届出）

第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六條第一項に規定する文書は、別記第一号様式によるものとする。

## （政治団体が設立の届出に添付する文書）

第二条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第五條第二号から第六号までに掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 令第五條第二号に規定する書面 別記第二号様式
- 二 令第五條第三号に規定する承諾書及び宣誓書 別記第三号様式
- 三 令第五條第三号イに掲げる文書 別記第四号様式
- 四 令第五條第三号ロに掲げる文書 別記第五号様式
- 五 令第五條第四号に掲げる文書 別記第六号様式
- 六 令第五條第五号に掲げる文書 別記第七号様式
- 七 令第五條第六号イに定める文書 別記第八号様式

## （政治資金団体の指定又は取消しの届出）

第三条 令第六條第一項に規定する文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 政治資金団体の指定の届出 別記第九号様式
- 二 政治資金団体の指定の取消しの届出 別記第十号様式

## （政治団体の異動の届出）

第四条 法第七條第一項の規定による異動の届出に係る文書は、別記第十一号様式によるものとする。

## （政治団体台帳の調製及び保管）

第五条 法第七條の三第一項に規定する政治団体の台帳（以下「政治団体台帳」という。）は、カード式とし、別記第十二号様式に準じて調製するものとする。

2 政治団体台帳は、法令の規定による届出等があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載する等、常に、政治団体に関する正確な記録が行われるよう整備されなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、法第十七條第三項の規定による公表をした場合には、直ちに、政治団体台帳から当該公表に係る政治団体のカードを取り除き、その日から五年間、当該カードを保存するものとする。

4 法第十八條の二第一項の規定により適用される法第七條の三第一項の規定により調製する政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

## （会計帳簿の種類、様式及び記載要領）

第六条 法第九條第一項の会計帳簿の種類は、収入簿、支出簿及び運用簿とする。

2 前項の収入簿、支出簿及び運用簿の様式及び記載要領は、別記第十三号様式に定めるところによる。

## （収入及び支出の項目等）

第七条 法第十二條第一項第一号に規定する総務省令で定める項目は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法第五條第二項の規定により寄附とみなされるものを含む。以下同じ。）による収入、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入とする。

2 法第十二條第一項第二号及び第十八條第四項第二号に規定する総務省令で定める項目は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費とする。

3 法第十二條第一項第二号に規定する総務省令で定める経費は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費とする。

## （収支報告書の様式及び記載要領）

第八条 法第十二條第一項の報告書（以下「収支報告書」という。）の様式及び記載要領並びに法第二十九條に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。

## （領収書等の写しの提出方法等）

第九条 法第十二條第二項に規定する領収書等を徴し難かつた支出の明細書は、別記第十五号様式によるものとする。

2 法第十二條第二項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第十六号様式の文書
- 二 振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。） 当該振込明細書の写し
- 3 法第十二條第二項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。
- 4 法第十二條第二項の規定による領収書等又は振込明細書の写し（第二項第二号に定める振込明細書の写しを含む。）は、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本産業規格A列四番の用紙に複写したものである。
- 5 法第十二條第二項の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第七條第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

## （監査意見書の様式）

第十条 法第十四條第一項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第十七号様式によるものとする。

## （政治団体の解散等の届出）

第十一条 法第十七條第一項の規定による政治団体の解散等の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第十八号様式
- 二 法第十八條第五項の規定により政治団体の本部が届出をする場合 別記第十九号様式

（政党の支部が設立の届出に添付する文書）

第十二條 令第八條第三項の規定により読み替えて適用される令第五條第四号（以下この条及び第四十条において「読替え後の令第五條第四号」という。）に掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 読替え後の令第五條第四号に規定する書面 別記第二十号様式
- 二 読替え後の令第五條第四号に規定する政党の証明書 別記第二十一号様式

(特定パーティーの届出に添付する文書)  
**第十三条** 令第九条第二項の規定により読み替えて適用される令第五条第一号に掲げる文書は、別記第二十二号様式に準ずるものとする。

**第二章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等**

**第十四条** 法第十九条第二項に規定する文書は、別記第二十三号様式によるものとする。

2 法第十九条第三項の規定による届出に係る文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第十九条第三項第一号に該当するとき 別記第二十四号様式
- 二 法第十九条第三項第二号に該当するとき 別記第二十五号様式
- 三 法第十九条第三項第三号に該当するとき 別記第二十六号様式

**第三章 国会議員関係政治団体に関する特例等**

(国会議員関係政治団体に係る通知)

**第十五条** 法第十九条の八第一項に規定する文書は、別記第二十七号様式によるものとする。

2 法第十九条の八第二項に規定する文書は、別記第二十八号様式によるものとする。

(政治資金監査報告書の様式)

**第十六条** 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第二十九号様式によるものとする。

(政治資金監査を行うことができない者)

**第十七条** 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者
- 二 国会議員関係政治団体の役員又はその配偶者
- 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

又はその配偶者

四 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条

第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者

(少額領収書の写しの提出方法)

**第十八条** 第九条第四項及び第五項の規定は、法第十九条の十六第六項の規定により提出する少額領収書の写しについて準用する。この場合において、第九条第五項中「支出目的書は」とあるのは、「支出目的書は、これらの書面に係る支出がされた年を単位とし、かつ」と読み替えるものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出期間の延長)

**第十九条** 法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間(次項において「相当の期間」という。)は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。

- 一 法第十九条の十六第六項に規定する期間(以下この条及び次条において「提出期間」という。)が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項各号に規定する公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。
- 二 法第十九条の十六第五項の規定による命令が著しく大量であったため当該国会議員関係政治団体の事務の遂行に著しい支障が生じるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、法第十九条の十六第五項の規定による命令があつた日から五十日以内

に全ての少額領収書の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情(次条において「特別な事情」という。)があるときは、相当の期間は、三十一日以上六十日を超えない範囲内において当該少額領収書の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間とする。

(提出期間延長に係る文書に記載すべき事項)

**第二十条** 法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき 公職の候補者の氏名及び選挙の種類
- 二 前条第一項第二号に掲げる事由に該当するとき 提出期間を延長しなければならない正当な事由
- 三 特別な事情があるとき 当該特別な事情

(少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項)

**第二十一条** 法第十九条の十六第十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条の十六第四項に規定する開示請求者(次条第一号において「開示請求者」という。)が求めることができる開示の実施の方法
- 二 前号の開示の実施の方法(この開示の実施に係る手数料の額
- 三 事務所における開示(次号及び第五号に規定する方法以外の方法による少額領収書等の写しの開示をいう。次条第三号において同じ。)を実施することができる日、時間及び場所
- 四 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求めるときができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 五 令第十二条第四号に掲げる方法による少額領収書等の写しの開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項)

**第二十二条** 令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求者が求める開示の実施の方法(複数の実施の方法を求めるときはその旨及び当該複数の実施の方法又は開示決定に係る少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるときはその旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- 二 法第十九条の十六第十一項の規定による決定に係る少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求めるときは、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求めるときは、その旨(更に開示を受ける旨の申出)

**第二十三条** 令第十一条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。

- 一 更に開示を受ける旨
- 二 最初に開示を受けた日
- 三 前条各号に掲げる事項

2 前項の申出においては、既に開示を受けた少額領収書等の写しについて、当該開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施を求めるときはできない。ただし、当該同一の方法を求めるときにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ)

**第二十四条** 令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A列四番とする。

(送付に要する費用の納付方法)

**第二十四条の二** 令第二十条において準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証券で納付する方法
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出又は法第二十条の二第二項の規定による請求をした場合において、当該申出又は請求により得られた納付情報により納付する方法

(登録政治資金監査人名簿の登録事項)  
**第二十五条** 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 本籍
- 二 法第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者である旨
- 三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
  - イ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合、当該弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。)の所在地
  - ロ イに掲げる場合以外の場合、勤務する事務所の名称及びその所在地
- 四 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める事項

(登録政治資金監査人名簿の様式等)

**第二十六条** 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。  
**第二十七条** 法第十九条の十九第三項の規定による調製は、電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。)を操作することにより行うものとする。

(登録政治資金監査人に係る登録申請書)

**第二十七条** 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書(次項において「登録申請書」という。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。  
 一 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。))の記載のある住民票の写し(三月以内に作成されたものに限る。)

二 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書  
 三 法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真(三月以内に撮影されたものに限る。)

四 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面  
**2** 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。

(登録政治資金監査人証票の様式)

**第二十八条** 登録政治資金監査人証票は、別記第三十号様式によるものとする。

(登録政治資金監査人証票の再交付等の手続)

**第二十九条** 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、政治資金適正化委員会の定める様式に従い、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。

**2** 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

**3** 政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

(登録政治資金監査人に係る変更登録の申請)  
**第三十条** 法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(登録政治資金監査人に係る登録の抹消に関する申請等)

**第三十一条** 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。

**2** 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。  
 (政治資金監査に関する研修)

**第三十二条** 法第十九条の二十七第一項に規定する政治資金監査に関する研修は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として行われるものとする。

**2** 前項の研修は、政治資金監査に関する具体的な指針に係る研修を主たる内容とし、政治資金の制度に関する専門的知識その他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識に係る研修を含むものとする。

**3** 第一項の研修は、同項の目的を達成できるよう適切な方法により行われなければならない。

(政治資金適正化委員会の参事官)

**第三十三条** 政治資金適正化委員会の事務局に、参事官一人を置く。

**2** 参事官は、事務局長の命を受けて、局務のうち重要事項に係るものを総括整理する。

**第四章** 報告書の公開

(収支報告書の要旨の公表の様式)

**第三十四条** 法第二十条第一項の規定による公表は、別記第三十一号様式に準じて行うものとする。

(収支報告閲覧対象文書の閲覧)

**第三十五条** 法第二十条の二第二項の規定による総務大臣が受理した収支報告閲覧対象文書(令第十八条に規定する収支報告閲覧対象文書をいう。以下この条及び次条において同じ。)の閲覧は、総務大臣が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

**2** 前項の収支報告閲覧対象文書は、同項の場所以外に持ち出すことができない。

**3** 第一項の収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

**4** 前三項の規定に違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付)

**第三十六条** 法第二十条の二第二項の規定による総務大臣が受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求(以下この条において「交付請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した文書(次項において「交付請求書」という。)でなければならない。

一 交付請求をする者(以下この条において「交付請求者」という。)の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 交付請求に係る政治団体の名称及び収支報告閲覧対象文書に係る収入又は支出がされた年

三 交付請求者が求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法(複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごと異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)

四 収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求める場合にあっては、その旨

**2** 総務大臣は、その交付請求を形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求むることができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

**3** 総務大臣は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあつた日から三十日以内に、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

**4** 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣は、

交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、総務大臣は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から六十日以内にその全てについて法第二十条の二第二項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの収支報告閲覧対象文書の写しについて当該交付をする期限

第五章 寄附等に関する制限

(資本的支出として総務省令で定める支出)

第三十七条 令第二十一条第一項第三号に規定する資本的支出として総務省令で定める支出は、土地の購入費並びに建物の購入費及び建設費に係る支出とする。

(純資産から控除する資本金等)

第三十八条 令第二十二條に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 株式会社 次のイからハまでに掲げるもの
  - イ 資本金
  - ロ 資本準備金
  - ハ 利益準備金
- 二 新株式申込証拠金
- ホ 評価・換算差額等
- ヘ 新株予約権
- 二 持分会社 次のイからハまでに掲げるもの
  - イ 資本金
  - ロ 出資金申込証拠金
  - ハ 評価・換算差額等

(寄附物件の提出を受ける際の本人確認の措置)

第三十八条の二 都道府県知事は、令第二十三條第一項の規定により、同項に規定する保管者等から同項に規定する寄附物件の提出を受けるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、当該措置を講ずる必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 保管者等(法人にあつては、その代表者)から本人確認書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他の総務大臣が適当と認める書類をいう。以下同じ。)の提示又は提出を受けること
- 二 保管者等の代理人から寄附物件の提出を受ける場合においては、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を受けること

(政治資金パーティーを告知する文言)

第三十九条 法第二十二條の八第五項に規定する総務省令で定める文言は、「この催物は、政治資金規正法第八條の二に規定する政治資金パーティーです。」とする。

第六章 補則

(民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成)

第四十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。)第四条第一項の主務省令で定める作成(電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同

じ)は、法第六條第二項、第七條第一項、第十四條第一項(第十七條第四項において準用する場合を含む。)又は第十九條の十四の規定による提出又は届出(次条第一項において「法第六條第二項等の規定による提出等」という。)を電子情報処理組織(法第十九條の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。)を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

- 一 令第五條第二号に規定する承諾書及び宣誓書
- 二 令第五條第六号イに定める文書
- 三 法第十四條第一項に規定する監査意見を記載した書面
- 四 読替後の令第五條第四号に規定する書面
- 五 読替後の令第五條第四号に規定する政党の証明書
- 六 法第十九條の八第一項に規定する文書
- 七 法第十九條の八第二項に規定する文書
- 八 法第十九條の十三第三項の政治資金監査報告書

2 電子文書法第四條第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等(電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により行わなければならない。

3 前項の場合における電子文書法第四條第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第十三條第一項に規定する電子署名をいう。)とする。

(民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等)

第四十一条 電子文書法第六條第一項の主務省令で定める交付等(電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。)は、法第六條第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合における前条第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

2 電子文書法第六條第一項の規定による前項に規定する文書の交付等は、電子文書法第四條及び前条の規定により作成された当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項を当該作成を行った民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

3 前項に規定する方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十七年政令第八号)第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。

- 1 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。
- 2 政治資金規正法施行規則(昭和二十七年総務府令第六十二号)は、廃止する。
- 3 政治資金規正法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十四号)附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる同項各号に掲げる報告書の提出及び同条第二項の規定による報告書の要旨の公表については、なお従前の例による。

附則(昭和五十六年三月二日自治省令第三号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則(昭和五十七年一月三〇日自治省令第二十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二年四月一七日自治省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年二月一六日自治省令第三二二号）

- 1 この省令は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成四年法律第九十九号）附則第五条の規定により従前の例によることとされる報告書の提出及び当該報告書の要旨の公表については、なお従前の例による。

附則（平成六年一月二五自治省令第四二二号）

- 1 この省令は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定、第二条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第三条の改正規定、別記第一号様式の改正規定（同様式備考6に係る部分を除く）、別記第二号様式の改正規定、同様式を別記第二号様式の九とする改正規定、別記第一号様式の二の改正規定及び同様式の次に八様式を加える改正規定は、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）以下「改正法」という。附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。この場合において、同日から公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について同法第一百一条第二項又は第一百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間に限り、この省令による改正後の政治資金規正法施行規則（以下「新規規則」という。）第二条第一項の規定の適用については、新規規則別記第二号様式の三中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。
- 2 改正法附則第四条の規定により従前の例によることとされる報告書の提出及び当該報告書の要旨の公表については、なお従前の例による。この場合において、当該報告書の様式及び記載要領は、新規規則別記第七号様式及び同様式記載要領並びに同規則第七号様式（その八）及び同様式（その九）並びに同様式記載要領1、同記載要領11及び同記載要領12に定めるところによるものとし、当該報告書の要旨の公表は、新規規則別記第十三号様式に準じて行うものとし、旧規則別記第七号様式記載要領1中「日本工業規格B列5番」とあるのは「日本工業規格A列4番」と、新規規則別記第七号様式（その一）中「資金管理団体」とあるのは「指定団体」と、同様式記載要領4中「開催年月日を記載すること」とあるのは「開催年月日を記載すること。指定団体とは政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）による改正前の法第19条第2項に規定する政治団体をいうものとする。」と、新規規則別記第七号様式（その二）中「（うち特定寄附）」とあるのは「（うち指定団体に対する寄附）」と、同様式記載要領5中「特定寄附」とあるのは「指定団体に対する寄附（政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）による改正前の）」と、同記載要領10（一）中「年間5万円を」とあるのは「政党又は政治資金団体に對するものにあつては年間1万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間100万円を」と、「年間5万円以下」とあるのは「政党又は政治資金団体に對するもので年間1万円以下の寄附、その他の政治団体に對するもので年間100万円以下」と、同記載要領10（三）中「特定寄附」とあるのは「指定団体に対する寄附」と、「資金管理団体」とあるのは「指定団体」と、（特）とあるのは「（指）」と、同記載要領11中「年間5万円を」とあるのは「政党又は政治資金団体に對するものにあつては年間1万円、その他の政治団体に對するものにあつては年間100万円を」と、「年間5万円以下」とあるのは「政党又は政治資金団体に對するもので年間1万円以下の寄附のあつては年間1万円、その他の政治団体に對するもので年間100万円以下」と、同記載要領14（一）及び同記載要領15中「20万円」とあるのは「100万円」と、新規規則別記第十三号様式中「資金管理団体の届出をした者の氏名/資金管理団体の届出に係る公職の種類/報告年月日/」とあるのは「報告年月日」と、「（うち特定寄附）」とあるのは「（うち指定団体に対する寄附）」と、「特定パーティーの概要」とあるのは

「と、同様式備考1中」「の」「の」「指定団体に対する



「指定団体に対する寄附のうち寄附のあつてに係るもの内訳」と、同様式備考2中「資金管理団体」、「その他の政治団体」とあるのは「その他の政治団体」とする。改正法附則第六条の規定により従前の例によることとされる報告書の提出及び当該報告書の要旨の公表については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年二月一〇日自治省令第四二二号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一一年一〇月一五自治省令第三九号）
- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）
- この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附則（平成一七年三月二四日総務省令第三六号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一七年一月三〇日総務省令第一六一号）
- この省令は、平成十七年十二月二日から施行する。
- 附則（平成一八年二月二二日総務省令第一四七号）
- この省令は、政治資金規正法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十三号）の施行の日から施行する。ただし、第十条の改正規定、別記第七号様式記載要領の改正規定（21の次に22を加える部分に限る。）及び別記第八号様式の次に一様式を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日総務省令第九三三号）

- この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百七号）附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。
- 附則（平成一九年九月二八日総務省令第一二七号）
- この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、別記第七号様式記載要領20（1）及び別記第十三号様式3（7）の改正規定については、平成十九年九月三十日から施行する。
- 附則（平成二〇年三月二八日総務省令第三七号）
- この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定、第十四条の次に十条を加える改正規定中第十四条の二に係る部分、別記第一号様式の改正規定、別記第四号様式の改正規定、別記第五号様式の改正規定並びに別記第十二号様式の次に三様式を加える改正規定中別記第十二号様式の二及び別記第十二号様式の三に係る部分は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月五日総務省令第一〇〇号）

- この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第四条の改正規定、第七条第二項の改正規定、第十二条の二の改正規定、第十四条の三の前に一条を加える改正規定、別記第八号様式の改正規定及び別記第十号様式の二の改正規定 公布の日
- 二 別記第二号様式の九の改正規定、別記第十二号様式の二の改正規定及び第十二号様式の三の改正規定 平成二十年十月一日
- 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十五号）附則第六条第二項及び第八条の規定により旧法の規定の例によることとされる報告書の記載及び提出並びに当該報告書の要旨の公表については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月一〇日総務省令第一四二二号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二四年四月九日総務省令第四一四号）抄

1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

3 この省令による改正後の政治資金規正法施行規則第十条第二項の規定は、施行日の属する年以後の年に係る政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に同法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る同法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に同法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面については、なお従前の例による。

5 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月二十五日総務省令第一二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年七月一日総務省令第五十六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条、第十四条の二の四、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定に限る。）並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定 公布の日
- 二 別記第六号様式の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定を除く。）及び附則第六条の規定 平成二十七年一月一日

（政治団体台帳に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の政治資金規正法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に調製する政治団体台帳の保管について適用し、施行日前に調製した政治団体台帳の保管については、なお従前の例による。（公布の日から施行日の前日までの間における読替え）

第三条 附則第一条第一号に定める日から施行日の前日までの間における新規則第十条及び第十四条の二の四並びに別記第七号様式（記載要領）23の規定の適用については、新規則第十条第一項中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第八号様式」と、同条第二項第一号中「別記第十六号様式」とあるのは「別記第八号様式」と、新規則第十四条の二の四中「第九号第四項及び第五項」とあるのは「第十号第四項及び第五項」と、「第九号第五項」とあるのは「第十号第五項」と、新規則別記第七号様式（記載要領）23中「第九号第二項第一号」とあるのは「第十号第二項第一号」とする。

（少額領収書等の写しの提出期間の延長に係る経過措置）

第四条 新規則第十四条の二の五及び第十四条の二の六の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に受けた政治資金規正法（以下「法」という。）第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの提出期間の延長について適用し、同日前に受けた当該命令に係る少額領収書等の写しの提出期間の延長については、なお従前の例による。（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録に係る経過措置）

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録に係る経過措置）

第五条 附則第一条第一号に定める日から施行日の前日までの間、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下この条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（第四項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。第四項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

- 一 政治資金規正法施行令（以下この条において「令」という。）第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書
- 二 令第五十六条第六号イに定める文書
- 三 法第十四条第六号イに規定する監査意見を記載した書面
- 四 令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号に規定する書面
- 五 令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号に規定する政党の証明書
- 六 法第十九条の八第一項に規定する文書
- 七 法第十九条の八第二項に規定する文書
- 八 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書

2 電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。第五項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により行わなければならない。

3 前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第八条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

4 附則第一条第一号に定める日から施行日の前日までの間、電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合における第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

5 電子文書法第六条第一項の規定による前項に規定する文書の交付等は、電子文書法第四条及び第一項から第三項までの規定により作成された当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項を当該作成を行った民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

6 前項に規定する方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

7 第五項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。（会計帳簿等の記載に関する経過措置）

（会計帳簿等の記載に関する経過措置）

第六条 新規則別記第六号様式及び第七号様式の規定は、附則第一条第二号に定める日の属する年以後の期間に係る法第九条第一項の規定による会計帳簿及び法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（以下この条において「会計帳簿等」という。）の記載について適用し、同年の前年以前の期間に係る会計帳簿等の記載については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年一月三十一日総務省令第八十九号）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別記第六号様式、別記第二十号様式及び別記第二十一号様式の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成三十一年二月二十八日総務省令第七号）

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二十八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年八月八日総務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十九日から適用する。

附 則（令和元年二月二三日総務省令第六四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和三年二月一日総務省令第五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月二五日総務省令第一〇号）

この省令は、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二十九号）第六条の規定の施行の日から施行する。

附 則（令和三年八月二日総務省令第七四号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年七月二五日総務省令第四九号）

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和五年二月二五日総務省令第九二号）

この省令は、政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百五十三号）の施行の日から施行する。

別記  
第1号様式（第1条関係）

第1号様式(第1条関係)

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)	政治団体の区分			
		<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部			
		国会議員関係 政治団体の区分			
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目的別紙のとおり 組 織 年 月 日 令和 年 月 日					
主たる事務所の所在地		(〒 ) (電話 )			
主たる活動区域					
代 表 者	(ふりがな) (氏名)	(〒) (住所) (電話)	(生年月日)	(選任年月日)	
会 計 責 任 者					
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者					

支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 「□」内には、該当するものに「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

第2号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

所属国会議員届  
令和 年 月 日

総務大臣殿

政党の名称

本政党に所属する衆議院議員又は参議院議員について、下記のとおり届け出ます。

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「選挙区」欄には、参議院比例代表選出議員については「比例代表」と記載すること。
- 令第1条第1項に規定する場合にあつては、「備考」欄に「前議員」と記載すること。



## 第3号様式(第2条関係)

## 承諾書及び宣誓書

私は、(政党の名称)に所属する(衆議院議員又は参議院議員)として、所属国会議員届に氏名を記載されることを承諾します。

また、私は、(政党の名称)以外の政党に所属していないことを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 (署 名)

住 所

政党の名称

代表者の氏名 殿

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。

## 第4号様式(第2条関係)

## 得票総数届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における本政党の得票総数について、下記のとおり届け出ます。

## 記

選挙	選挙執行年月日	得票総数

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「選挙」欄には、例えば、「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」というように選挙の別を記載すること。

## 第5号様式(第2条関係)

## 宣 誓 書

本政党には、本政党以外の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員は所属していないことを誓います。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名 ( 署 名 )

総 務 大 臣 殿

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。

## 第6号様式(第2条関係)

## 政党の支部の状況に関する届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿

政党の名称

本政党の支部の状況について、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 支部の数
- 各支部の名称等

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「レ」を記入すること。
- 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

第7号様式(第2条関係)

国会議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

主宰者(主要な構成員)である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区分	氏名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名		
主要な構成員の氏名		
〃		
〃		
〃		
〃		

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

第8号様式(第2条関係)

被推薦書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏名 ㊟

住所

私(私達)は、令和 年 月 日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「甲県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「甲県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

第9号様式(第3条関係)

政治資金団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣殿

政党の名称  
代表者の氏名

令和 年 月 日に政治資金団体となるべき団体として( )を指定した  
ので、政治資金規正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体となるべき団体として指定する旨の文書の写しを添付すること。

第10号様式(第3条関係)

政治資金団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣殿

政党の名称  
代表者の氏名

令和 年 月 日に( )に対する政治資金団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体の指定を取り消す旨の文書の写しを添付すること。

## 第11号様式(第4条関係)

## 届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣殿  
何(都道府県)選挙管理委員会政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があつたので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 異動事項
- 内 容
  - 新
  - 旧
- 異動年月日

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

## 別紙

## 1 支部の数

新

旧

## 2 異動の内容

(設立した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(解散した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(異動があつた支部)

支部の名称	名称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新			
	旧		<input type="checkbox"/>	

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあつた支部ごとにまとめて記載すること。
- 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「レ」を記入すること。
- 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。



第13号様式(第6条関係)

1 収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々々 2 何々々 …… 合計			
2の1 寄附(政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小計 合計			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小計			

(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小計 (合計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何々々 2 何々々 …… 合計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々々 2 何々々 …… 小計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々々 2 何々々 …… 小計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)				
(1) 何々々				

ア 個人からの対価の 支払	① 何 々 々 ② 何 々 々 ……			
イ 法人その他の団体 からの対価の支払	① 何 々 々 ② 何 々 々 ……			
ウ 政治団体からの対 価の支払	① 何 々 々 ② 何 々 々 …… 計			
(政治資金パーティ ーの対価に係る収 入のうち対価の支 払のあつせんによ るもの内訳)				
ア 個人によるもの	① 何 々 々 ② 何 々 々 ……			
イ 法人その他の団体 によるもの	① 何 々 々 ② 何 々 々 ……			
ウ 政治団体によるも の	① 何 々 々 ② 何 々 々 ……			

	(内訳の計) (2) 何 々 々 ……			
(3) その他の事業	(内訳の計) 1 何 々 々 2 何 々 々 …… 小 計 合 計			
4 借入金	1 何 々 々 2 何 々 々 …… 合 計			
5 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	1 何 々 々 2 何 々 々 …… 合 計			
6 その他の収入	1 何 々 々 2 何 々 々 …… 合 計			
収 入 の 総 額				



2 支出簿

項	支 出 の 目 的 目 摘 要	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名	備 考
1	経常経費				
	(1) 人件費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				
	(2) 光熱水費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				
	(3) 備品・消耗品費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				
	(4) 事務所費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				
	合 総 計				
2	政治活動費				
	(1) 組織活動費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				
	(2) 選挙関係費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				

	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	小 計				
	イ 宣伝事業費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	小 計				
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	小 計				
	エ その他の事業費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	小 計				
	小 合 計				
	(4) 調査研究費				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				
	(5) 寄附・交付金				
	1 何々々				
	2 何々々				
	……				
	合 計				

(6) その他の経費	1	何々々々				
	2	何々 …… 合計				
支出の総額						

3 運用簿

項目	運用の目的 摘要	預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項		備考
		金額	年月日	預入れ等に係る金額(a)	収入金額(a)-(b)	
1 預金又は貯金	1 何々々々 2 何々 ……					
2 国債証券等	1 何々々々 2 何々 ……					
3 金銭信託	1 何々々々 2 何々 ……					

(記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。)、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附(政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。)を除く。以下(7)を除き、1において同じ。)については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。)であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。  
 ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室(甲会社社長)」というように記載すること。なお、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。)については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。  
 イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附に

- については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。
- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんとされたものについては、寄附のあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせんの氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。
- ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、イにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。
- (ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室(甲会社社長)」というように記載すること。
- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。
- (ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党(東京都支部)」というように記載し、対価の支払をした者の

主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。

- イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんとされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせんの氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利息」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託(丙信託銀行)運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

## 2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」(団体にあつては、「乙製本株式会社(丙支店)」

(当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、(㉔)甲党乙支部))というように記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 人件費 政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

案費  
(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研究会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

### 3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

(3) 預入れ等に係る事項とは、預金(普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下同じ。)の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等(国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。))又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。)の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託(元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。)に係る事項をいう。

(4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

(5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。

(6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要額は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要額は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、

東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (7) 国債証券等については、これを取付したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎月12月31日(解散等の場合は、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

第14号様式(第8条関係)  
(その1)

収 支 報 告 書

令和 年 月 日 年分  
(令和 年 月 日開催分)

	政治団体の区分	
1 (ふりがな) 政治団体の名称	<input type="checkbox"/> 政 党 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
2 主たる事務所の所在地	活動区域の区分	
3 代表者の氏名	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	
4 会計責任者の氏名	資金管理団体の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の候補者の氏名
(電話)		公職の種類
(電話)		
(電話)		
	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで











(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳										
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額						対価を支払した者の数	開 発 年 月 日	開 発 編 号	備 考
	十 圓	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円				
この頁の小計										
合 計										

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳							政治資金パーティーの名称		
対価を支払した者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額						年月日	対価を支払した者の区分	
	十 圓	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円		住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)
この頁の小計									
合 計									

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る取入のうち対価の支払のあつせんによるもの内訳										政治資金パーティーの名称		対価の支払のあつせん者の区分	
対価の支払のあつせん者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				供 供 年月日	集め上 期	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考				
	十	百	千	百									
この頁の小計													
合 計													

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目	金 額					備 考					
	十	百	千	百	円						
1 経常経費											
(1) 人件費											
(2) 光熱水費											
(3) 備品・消耗品費											
(4) 事務所費											
小 計											
2 政治活動費											
(1) 組織活動費											
(2) 選挙関係費											
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費											
イ 宣伝事業費											
ウ 政治資金パーティー関係 事業費											
エ その他の事業費											
(4) 調査研究費											
(5) 寄附・交付金											
(6) その他の経費											
小 計											
合 計											



(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳										年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
支出項目	金				額								
	千	百	十	円	千	百	十	円					
この頁の小計													
合 計													

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(その18)  
2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳										項目別区分	
摘 要	金 額	千 円	百 万 円	千 円	円	年	月	日	備 考		

(その19)  
3 不動産の利用の現況

不 動 産 の 内 訳		項目別区分			
摘 要	用 途	利 用 の 現 況			
		事務所以外の用に供している場合			使用者ごとの使用の対価の価額
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	

(その20)

## 宣 誓 書

添付書類(別添のとおり) 1 領収書等の写し 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。) 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。) この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。	令和 年 月 日 政治団体の名称 会計責任者の氏名
---	---------------------------------

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(記載要領)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年におけるすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- 4 様式(その1)について
  - (1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
  - (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「レ」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」

及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者にあつては「衆議院議員近畿選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員乙郡選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定(法第19条の9の規定をいう。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときは、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときは、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にか

- かわらず、記載すること。
- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。
- 5 様式(その2)について
- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び12において同じ。)を除く。12を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあつせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。
- 6 様式(その3)について
- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間収入金額を記載すること。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。
- (3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。
- 7 様式(その4)について
- 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記

載の方法は、例えば、「甲銀行(乙支店)」というように具体的に借入先を記載すること。

- 8 様式(その5)について
- 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。
- 9 様式(その6)について
- (1) その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してその合計金額を記載すること。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となつた事実を「甲銀行預金利息」というように具体的に記載すること。
- 10 様式(その7)について
- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**㊟** 甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。
- 11 様式(その8)について
- 同一の者によつて寄附のあつせんにされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんにした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要額は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告



してもさしつかえないこと。

12 様式(その9)について

政党署名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式(その10)について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー(政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が10万円以上であるものをいう。以下同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式(その11)について

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。(1)及び15において同じ。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別業とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式(その12)について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払の

あつせんとされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんとした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式(その13)について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| ア | 人件費     | 政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。 |
| イ | 光熱水費    | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。  |
| ウ | 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。                |
| エ | 事務所費    | 事務所の借料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。               |

(2) 政治活動費

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| ア | 組織活動費          | 当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。  |
| イ | 選挙関係費          | 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。  |
| ウ | 機関紙誌の発行その他の事業費 | (ア) 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。<br>(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。 |

- (ウ) 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演経費の類をいう。
- 開催事業費
- (エ) その他の上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。事業費
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附・賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

#### 17 様式(その14)について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。)に行つた支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出のうち、1件当りの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがつて、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- (4) 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

#### 18 様式(その15)について

- (1) 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた

支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

- (2) 政治活動費は、16の(2)のイからエまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「寄造送達費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。
- ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
- イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
- ウ 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

#### 19 様式(その16)について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

#### 20 様式(その17)について

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。))又は貯金(普通貯金を除く。21において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金を含む。21において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

#### 21 様式(その18)について

- (1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別業とすること。なお、「項目別区分」欄には、これら

の区分を記載すること。

- ア 土地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- イ 建物 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号(地上権)」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- エ 動産 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
- オ 預金又は貯金 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
- カ 金銭信託 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
- キ 有価証券 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。)については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載すること。
- ク 出資による権利 出資による権利出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
- ケ 貸付金 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- コ 敷金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。

- サ 施設の利用に関する権利 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
- シ 借入金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。
- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日(法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となつた日(同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日)をいう。以下同じ。)前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積つた金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となつた年月日及び当該年月日における時価に見積つた金額を記載し、その年月日が政治団体となつた年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (3) (1)ク及びコノ資産で政治団体が政治団体となつた日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積つた金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積つた金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (5) (1)ク及びコノ資産で政治団体が政治団体となつた日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。

## 22 様式(その19)について

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産(21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。)の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別業とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。
- ア 土地 土地については、所在、事務所用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並

びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。)」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

イ 建 物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用

の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。)」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときはあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

#### 23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

- (1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。))にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入(予定される収入を含む。))及び支出(予定される支出を含む。))の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載するものとし、予定される収入又

- は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。
- (2) 様式(その1)については次のように記載すること。
- ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「レ」を記入すること。
- イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。
- 24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

第15号様式(第9条関係)

領収書等を徴し難かつた支出の明細書

支出の目的 項目	摘要	金額						年月日	領収書等を徴し 難かつた事情
		百	千	百	十	百	円		
何々									
	1 何々								
	2 何々								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								

政治団体の名称  
会計責任者の氏名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。

## 第16号様式(第9条関係)

## 振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
何 々	何 々

政治団体の名称

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。)と併せて提出すること。

## 第17号様式(第10条関係)

## 監 査 意 見 書

令和 年 月 日

党則(規約等)第 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 実施した監査の概要
- 2 監査の対象となった会計簿、政治資金規正法第10条に規定する明細書及び領収書等についての意見
- 3 その他の監査上の特記事項

政党の名称(政治資金団体の名称)  
 監査した者の職・氏名

印

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「監査した者の職・氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず監査した者本人が自署すること。

## 第18号様式(第11条関係)

## 政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

## 第19号様式(第11条関係)

## 政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総務大臣殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、同法第17条第1項の届出をします。

## 記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から30日以内(当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内)に法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

## 第20号様式(第12条関係)

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「」内に「レ」を記入すること。

## 第21号様式(第12条関係)

支 部 証 明 書

政党の支部の名称  
主たる事務所の所在地  
主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部(何々を単位として設けられる支部)であることを証明する。

令和 年 月 日

政党の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名

印

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。



## 第22号様式(第13条関係)

## 特定パーティー開催計画書

令和 年 月 日

総務大臣  
何(都道府県)選挙管理委員会政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

政治資金規正法第18条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

政治資金パーティーの名称	
開催年月日	令和 年 月 日
開催場所	(〒 ) (電話 )
収入の予定金額	円
パーティー券1枚当たりの予定販売単価	円
収益の予定支出先	

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「開催場所」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 「収入の予定金額」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る予定された収入の金額を記載すること。
- 「収益の予定支出先」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名、住所及び職業(その者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を記載すること。
- 法第22条の8第2項の書面(当該書面に当該政治資金パーティーの1人当たりの対価として支払われる金銭等に係る金額が記載されていない場合にあつては、当該書面及び当該金額を記載した書面)を併せて提出すること。

## 第23号様式(第14条関係)

## 資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣  
何(都道府県)選挙管理委員会公職の種類  
氏名  
住所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 資金管理団体の名称
- 主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

第24号様式(第14条関係)

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣 殿  
何(都道府県)選挙管理委員会氏名  
住所令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消した  
ので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第25号様式(第14条関係)

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣 殿  
何(都道府県)選挙管理委員会氏名  
住所下記の政治団体は、令和 年 月 日に( )により、資  
金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ( )には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、( )には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

## 第26号様式(第14条関係)

## 資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣殿  
何(都道府県)選挙管理委員会氏名  
住所

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 異動事項
- 3 内容
  - (1) 新
  - (2) 旧
- 4 異動年月日

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。  
令和 年 月 日

氏名

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

## 第27号様式(第15条関係)

## 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称  
代表者の氏名 殿公職の種類  
氏名  
住所

印

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

## 第28号様式(第15条関係)

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 職

氏 名 ④  
住 所

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要がありますので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

## 第29号様式(第16条関係)

政治資金監査報告書

令和 年 月 日

国会議員関係政治団体の名称

代表者の氏名 職

登録政治資金監査人  
登録番号第 号  
研修修了年月日 令和 年 月 日

## 1 監査の概要

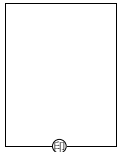
## 2 監査の結果

## 3 業務制限

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が自署すること。
- 3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

第30号様式(第28条関係)

第 号	登録政治資金監査人証票
	(氏 名) 年 月 日生
	(登録番号)
	(法人又は事務所の名称)
	(所属事務所又は事務所の所在地)
上記の者は、年 月 日登録政治資金監査人の登録を受けたことを証明する。	
政治資金適正化委員会 年 月 日	

(備考)

この用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とすること。

第31号様式(第34条関係)

政治団体の収支報告書の要旨〔令和 年分〕

〔単位 円〕

政治団体の名称  
国会議員関係政治団体の区分  
公職の候補者の氏名  
公職の候補者に係る公職の種類  
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間  
資金管理団体の届出をした者の氏名  
資金管理団体の届出に係る公職の種類  
資金管理団体の指定の期間  
報告年月日

1 収入総額  
前年繰越額  
本年収入額

2 支出総額

3 本年収入の内訳  
個人の党費・会費  
寄附  
〔うち寄附のあつせんによるもの〕  
個人分  
〔うち特定寄附〕  
団体分  
政治団体分  
政党匿名寄附  
機関紙誌の発行その他の事業による収入  
何々  
何々  
:  
借入金  
何々  
何々  
:  
本部又は支部から供与された交付金に係る収入  
何々  
何々  
:  
その他の収入  
何々  
何々

：
一件十万円未満のもの
4 支出の内訳
経常経費
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕
人件費
光熱水費
備品・消耗品費
事務所費
政治活動費
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕
組織活動費
選挙関係費
機関紙誌の発行その他の事業費
機関紙誌の発行事業費
宣伝事業費
政治資金パーティー開催事業費
その他の事業費
調査研究費
寄附・交付金
その他の経費
5 寄附の内訳
〔個人分〕
(寄附者の氏名) (金額) (住所)
何々 何都道府県市区町村
：
：
〔団体分〕
(寄附者の名称) (金額) (住所)
何々 何都道府県市区町村
：
：
〔政治団体分〕
(寄附者の名称) (金額) (住所)
何々 何都道府県市区町村
：
：
6 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳
(あつせん者の氏名) (金額) (住所又は事務所所在地)
何々 何都道府県市区町村
：
：
7 特定パーティーの概要
(特定パーティーの名称) (金額) (特定パーティーの開催場所)
何々 何都道府県市区町村
：
：
8 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
(政治資金パーティーの名称)
何々
〔個人からの対価の支払〕
(対価の支払をした者の氏名) (金額) (住所)
何々 何都道府県市区町村
：
：
〔団体からの対価の支払〕
(対価の支払をした者の名称) (金額) (事務所の所在地)
何々 何都道府県市区町村
：
：
〔政治団体からの対価の支払〕
(対価の支払をした者の名称) (金額) (事務所の所在地)
何々 何都道府県市区町村
：
：
〔対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの〕
(あつせん者の氏名) (金額) (住所又は事務所所在地)
何々 何都道府県市区町村
：
：
9 資産等の内訳
〔土地〕
(所在) (取得の価額) (面積) (取得年月日)
何都道府県市区町村 m <sup>2</sup> 年 月 日
：
：
〔建物〕
(所在) (取得の価額) (床面積) (取得年月日)
何都道府県市区町村 m <sup>2</sup> 年 月 日
：

：

〔地上権又は土地の賃借権〕  
 (所在地) (取得の価額) (面積) (取得年月日)  
 何都道府県市区町村 ㎡ 年 月 日  
 ：

：

〔動産〕  
 (品目) (数量) (取得の価額) (取得年月日)  
 何々 年 月 日  
 ：

：

〔預金又は貯金〕  
 (残高)  
 〔金銭信託〕  
 (金額) (設定年月日)  
 年 月 日  
 ：

：

〔有価証券〕  
 (種類) (銘柄) (数量) (取得の価額) (取得年月日)  
 何々 何々 年 月 日  
 ：

：

〔出資による権利〕  
 (出資先) (金額) (出資年月日)  
 何々 年 月 日  
 ：

：

〔貸付金〕  
 (貸付先) (貸付残高)  
 何々  
 ：

：

〔敷金〕  
 (支払先) (金額) (支払年月日)  
 何々 年 月 日  
 ：

：

〔施設の利用に関する権利〕  
 (種類) (施設の名称) (取得の価額) (取得年月日)

何々 何々 年 月 日  
 ：

：

〔借入金〕  
 (借入先) (借入残高)  
 何々  
 ：

：

(備考)

- ( )により記載されている事項については、公表に当たって記載すべき事項を示したものであり、実際の公表に当たっては記載しないこと。
- 「政治団体の名称」欄については、同一名称の政治団体が複数存在する場合は「甲政治団体(乙野太郎)」というように代表者の氏名を括弧書きで記載し、代表者の氏名も同一である場合は「甲政治団体(乙市)」というように主たる事務所の市町村名を括弧書きで記載し、主たる事務所の所在地も同一である場合は「甲政治団体(令和何年何月何日届出)」というように設立届の届出年月日を括弧書きで記載すること。
- 「国会議員関係政治団体の区分」、「公職の候補者の氏名」及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄については、12月31日(法第17条第1項の規定による報告書の要旨の公表の場合には、政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体がなくなった日、4及び5において「基準日」という。)現在において国会議員関係政治団体に該当する政治団体について記載すること。なお、法第19条の7第1項各号のいずれにも該当する国会議員関係政治団体にあつては、「国会議員関係政治団体の区分」欄には「法第十九条の七第一項第一号及び第二号」と記載し、第一号の公職の候補者と第二号の公職の候補者が同じである場合には  
 「公職の候補者の氏名 甲野 太郎  
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員」というように記載し、第一号の公職の候補者と第二号の公職の候補者が異なる場合には  
 「公職の候補者の氏名(第一号) 甲野 太郎  
 公職の候補者に係る公職の種類(第一号) 衆議院議員  
 公職の候補者の氏名(第二号) 乙野 次郎  
 公職の候補者に係る公職の種類(第二号) 参議院議員」というように記載すること。
- 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄については、基準日現在においては国会議員関係政治団体に該当しないものの、年の途中において国会議員関係政治団体に関する特例の適用があつた政治団体について「何月何日から何月何日」というように記載すること。
- 「資金管理団体の届出をした者の氏名」及び「資金管理団体の届出に係る公職の種類」欄については、基準日現在において資金管理団体に該当する政治団体について記載すること。「資金管理団体の指定の期間」欄については、基準日現在においては資金管理団体に該当しないものの、年の途中において資金管理団体の指定の期間のあ

る政治団体について「何月何日から何月何日」というように記載すること。

- 6 「報告年月日」欄については、法第17条第1項の規定による報告書に係る要旨の公表の場合には「令和何年何月何日(令和何年何月何日解散)」というように、括弧書きで政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった年月日を記載すること。
- 7 「3 本年収入の内訳」のうち、「個人の党費・会費」欄については、「1,000,000(100名)」というように括弧書きで党費・会費の支払をした者の数を記載すること。
- 8 「3 本年収入の内訳」のうち、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」欄については、同一名称の政治資金パーティーが複数存在する場合には、「甲政治資金パーティー(計3回)」というように括弧書きで同一名称の政治資金パーティーの開催回数を記載し、その総額を記載すること。
- 9 「5 寄附の内訳」、「6 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳」及び「8 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」のうち、「金額」欄については、寄附をした者(寄附の金額の合計額が、年間5万円以下の者を除く。)若しくは寄附のあつせんをした者又は対価の支払をした者若しくは対価の支払のあつせんをした者別にその総額を記載すること。
- 10 「5 寄附の内訳〔個人分〕」のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。)については「(寄附者の氏名)」欄に「甲野太郎」というように記載し、遺贈によつてする寄附については「(寄附者の氏名)」欄に「甲野太郎」というように記載すること。
- 11 「5 寄附の内訳〔団体分〕」のうち、上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。)からの寄附については、「(寄附者の名称)」欄に「甲株式会社」というように記載すること。
- 12 「7 特定パーティーの概要」のうち、「(特定パーティーの名称)」欄については、「甲政治資金パーティー(100人)」というように括弧書きで対価の支払をした者の数を記載すること。同一名称の特定パーティーが複数存在する場合には、「甲政治資金パーティー(令和何年何月何日開催)(100人)」というように括弧書きで特定パーティーを開催した年月日を記載すること。
- 13 記載の順序は、「政党」、「政党の支部」、「政治資金団体」、「国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。）」、「資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。）」、「その他の政治団体」及び「政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体」の順とし、それぞれ「あいうえお」順によること。
- 14 法第18条の2第1項の規定による政治団体については、「政治団体の名称」欄に「甲団体(乙衆議院議員を支援する会)」というように括弧書きで政治資金パーティーの名称を記載し、「報告年月日」欄に「令和何年何月何日(令和何年何月何日開催)」というように括弧書きで政治資金パーティーの開催年月日を記載すること。